

2018 年 期 実務補習所 考査問題

【税に関する理論及び実務】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている
各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。

当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。

また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<法人税>

- 問** 甲株式会社(平成30年4月1日～平成31年3月31日)(以下、「甲社」という。)の受取配当金等の額は次のとおりである。以下の資料をよく読み、(1)～(4)の各設問に答えなさい。複数の計算方法がある場合は、甲社の法人税額を最も少なくする有利な方法によること。

<資料>

銘柄等	配当等の計算期間	配当等の額
A出資	H29. 8. 1～H30. 7. 31	200,000 円
B株式	H30. 1. 1～H30. 12. 31	150,000 円
C株式	H29. 11. 1～H30. 10. 31	250,000 円
D投資信託	H29. 10. 1～H30. 9. 30	600,000 円
E株式	H30. 1. 1～H30. 12. 31	450,000 円
F投資信託	H30. 1. 1～H30. 12. 31	100,000 円
G株式	H30. 1. 1～H30. 12. 31	900,000 円
H株式	H30. 1. 1～H30. 12. 31	7,200,000 円
I株式	H29. 10. 1～H30. 9. 30	450,000 円
J出資	H29. 10. 1～H30. 9. 30	200,000 円

※上記表中の配当金に係る基準日は、それぞれ配当等の計算期間の末日とする。

- ・ A出資は、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社であるA社に対する出資であり、表中の配当等の額 200,000 円は、A社からの利益の配当である。
- ・ B株式は、X国に本店を有するB社(外国法人)の株式である。甲社は、数年前にその発行済株式総数の20%を取得しており、取得後元本に異動はない。なお、B株式会社は特定外国子会社等には該当しない。
- ・ C株式の異動状況は次のとおりである。C社の発行済株式総数は20万株であり、ここ数年変化はない。

(単位：株)

日付	取得	売却	残高
平成30年4月1日			3,000
平成30年9月30日	600		3,600
平成30年10月2日	1,400		5,000
平成30年10月15日		1,000	4,000
平成30年11月24日	1,600		5,600
平成30年12月1日		2,800	2,800
平成31年1月29日	600		3,400
平成31年2月2日		200	3,200

- ・ D投資信託は、特定株式投資信託である。
- ・ E株式は、数年前に内国法人Eの発行済株式総数の15%を取得したものであり、当期末までに元本の異動はない。
- ・ F投資信託は、外国投資信託である。
- ・ G株式は、数年前に内国法人Gの発行済株式総数の40%を取得したものであり、当期末までに元本の異動はない。

- ・ H株式は、内国法人Hが発行する株式であり、甲社は、数年前から発行済株式総数の30%にあたる1,200株（取得価額は、1株当たり1,250円）を保有していた。H社は、平成30年7月31日にK社に吸収合併され、甲社は、同日、保有していたH株式1株につき6,000円の支払いを受けた。表中の配当等の額7,200,000円は、当該支払われた代金である。また、合併の日の前日のH社の資本金等の額は4,000,000円（資本金の額は1,500,000円）である。なお、当該合併は税務上の適格合併には該当しない。
- ・ I株式は、内国法人Iが発行する株式である。甲社は、平成30年9月30日に取得し保有しており、その保有割合は5%である。
- ・ J出資は、内国法人A協同組合に対するもの（その出資割合は、数年前より4%である）である。配当等の額の内訳は、事業分量配当金が100,000円、剰余金の配当が100,000円である。
- ・ 甲社の当期において費用計上した支払利子・割引料の内訳は次のとおりである。

① 受取手形の割引料	500,000円
② 取引先からの長期借入金（証書借入）の利子	300,000円
③ 売掛金について支払期日前に支払いを受けたことにより支払った割引料	250,000円
④ 社債の利子	250,000円
⑤ 銀行からの手形借入金の利子	350,000円

- ・ 甲社は、当期の控除負債利子額の計算方法として簡便法を選択した。基準年度における支払利子等の状況は次のとおりである。

事業年度	支払利子の額	総資産あん分法により計算した控除負債利子
H27. 4. 1～H28. 3. 31	1,300,000円	32,100円
H28. 4. 1～H29. 3. 31	1,400,000円	42,150円

- (1) 益金の額に算入される短期保有株式等に係る配当等の額を答えなさい。
- (2) 控除負債利子の額を答えなさい。
- (3) H株式について以下の問いに答えなさい。
 - ① H株式に係るみなし配当の金額を求めなさい。
 - ② 甲社における税務上の有価証券譲渡損益を求めなさい。なお、有価証券譲渡損の場合はマイナス（△）を金額の前に付すこと。
 - ③ 仮に、甲社が保有するH株式の1株当たりの帳簿価額が600円であった場合、甲社における税務上の有価証券譲渡損益を求めなさい。なお、有価証券譲渡損の場合はマイナス（△）を金額の前に付すこと。
- (4) 受取配当等の益金不算入額を①関連法人株式等につき受ける配当等の額、②完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等以外の株式等につき受ける配当等の額、③非支配目的株式等につき受ける配当等の額、④外国子会社から受ける配当等の額に分けて答えなさい。該当がなければ「―」と解答すること。

問 次の資料に基づき、A株式会社（以下、「A社」という。）の当期における税務上調整すべき金額を計算し、解答用紙に従い当該金額を答えなさい。複数の計算方法がある場合は、A社の法人税額を最も少なくする有利な方法によること。

なお、税務調整する金額につき、加算の場合は「+」、減算の場合は「△」を付し、調整がない場合は「0」と解答すること。

（A社に係る情報）

事業年度	H30. 4. 1 ～ H31. 3. 31
業種	小売業
	青色申告法人
期末資本金	5,000万円（期中において資本金の変動はない）
株主	資本金5億円の上場企業X社が議決権の40%、資本金3億円の上場企業Y社が議決権の30%を保有し、残りの議決権は多数の少数株主が保有している。
償却方法	法定償却方法
消費税	税抜方式

<資料>

（当期における減価償却資産等の償却状況等）

（単位：円）

No	種類	取得価額 (支出金額)	当期償却費 (損金経理)	期末簿価	取得日 支出日	備考
1	工場用建物	50,000,000	2,000,000	35,000,000	H24. 4. 1	※1
2	建物附属設備	1,000,000	170,000	746,000	H29. 4. 1	※2
3	機械装置	800,000	150,000	650,000	H30. 11. 1	※3
4	器具備品a	280,000	280,000	0	H30. 4. 1	※4
5	器具備品b	150,000	150,000	0	H31. 3. 1	※5
6	ソフトウェア	500,000	100,000	400,000	H30. 7. 1	※6

（償却率等）

- 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率等、及び平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率等

	定額法	定率法	改定償却率	保証率
2年	0.500	0.100	—	—
5年	0.200	0.500	1.000	0.06249
6年	0.167	0.417	0.500	0.05776
10年	0.100	0.250	0.334	0.004448
12年	0.084	0.208	0.250	0.03870
24年	0.042	0.104	0.112	0.02157

- 平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率

	定率法	改定償却率	保証率
2年	1.000	—	—
5年	0.400	0.500	0.1080
6年	0.333	0.334	0.09911
12年	0.167	0.200	0.05566
24年	0.083	0.084	0.02969

(備考)

- ※1 工場用建物の法定耐用年数は24年である。なお、前期からの繰越償却超過額が〇〇〇円ある(各自計算せよ)。
- ※2 法定耐用年数は12年である。
- ※3 他社において3年間使用されたものを当期に購入した中古資産であるが、使用可能期間の見積もりは困難である。当該機械装置の法定耐用年数は9年である。なお、取得に際して当該機械装置の改良等を行っていない。
- ※4 法定耐用年数は、5年である。
- ※5 法定耐用年数は、6年である。
- ※6 社内利用目的のソフトウェアであり、耐用年数は5年である。

問 以下の文章を読み、内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入しなさい。

- (1) 法人税法基本通達上一括償却資産の全部について除却の事実が生じた場合にも3年償却の損金算入計算を継続しなければならない。
- (2) 中古資産を取得し、改良のために支出した金額が、その中古資産の再取得価額(その資産を新品として取得する場合の価額)の50%を超えている場合には、減価償却の計算にあたって、その見積耐用年数を適用せず、法定耐用年数を適用する。
- (3) 平成30年度税制改正により収益認識基準を受けた法人税法基本通達の改正が行われたが、改正後の通達においては、原則として資産の販売・役務の提供における履行義務単位ごとに収益の額を計上するため、資産の販売等に係る個々の契約ごとに収益を計上することは認められない。
- (4) 棚卸資産を贈与により取得した場合、法人税法上の取得価額はゼロ円である。

問 甲株式会社の第1期事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)について、

- (1)～(4)については各人の役員給与の損金として算入される金額、(5)については甲株式会社における役員給与の損金不算入額を答えなさい。

なお、改定前後の役員給与は不相当に高額ではないものとする。

- (1) 代表取締役A

報酬として毎月1,200,000円を支給する。

業績が低調なことから、平成30年12月25日の取締役会において、平成31年1月以後支給する役員給与について月額200,000円を減額することを決定し、支給している。

- (2) 専務取締役B

報酬として毎月1,100,000円を支給する。

平成30年5月25日の取締役会において、平成30年6月以後支給する役員給与について月額200,000円減額することを決定し、支給している。

(3) 常務取締役C

報酬として毎月 900,000 円を支給する。

事前確定届出給与に該当する給与として平成 30 年 7 月 25 日に 1,000,000 円、平成 30 年 12 月 25 日に 1,000,000 円を支給する旨を所轄税務署に適切に届け出ている。

当事業年度においては、平成 30 年 7 月 25 日に 1,000,000 円を支給した（その他事前確定届出給与の要件は満たしているものとする）。

(4) 取締役D

報酬として毎月 800,000 円を支給する。

その他甲社は生存保険金の受取人をD、死亡保険金の受取人をDの遺族とする 10 年満期の養老保険に加入し、平成 30 年 6 月以降毎月 150,000 円の保険料を甲社が支払い役員給与として損金経理している。

(5) 平成 30 年 6 月 25 日の株主総会において、役員報酬の総額について年間 50,000,000 円 を上限として決議している。

当事業年度において役員給与として損金経理した金額は上記 1. ～4. において各人に対して実際に支給した金額の合計額である。

この場合における、甲株式会社の役員給与の損金不算入額を答えなさい。

問 乙株式会社（平成 31 年 3 月末決算）において、E 取締役経理部長が平成 30 年 6 月 26 日の株主総会において常勤監査役に就任する決議が承認された。同時に、取締役としての 15 年 3 ヶ月間の在任期間における役員退職金を支給する決議も承認され、以下役員退職金規程に従って計算された金額が役員退職金として支給された。

E は当社の経営上の主要な地位を占めているものではない。当社は、役員退職慰労金支給時に前期末までに役員退職金規程に従って計上していた E の役員退職慰労引当金を全額取り崩し、これを超える分については支給時に全額損金経理している。

【役員退職金規程等】

- 役員退職金は次の計算式により算出した金額とする。
最終役員報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率
- 役員在任年数に 1 年未満の端数がある場合には月割りとする。
また、1 ヶ月未満の期間については 1 ヶ月に切り上げて計算を行う事とする。
- 功績倍率は次の通りとする。
取締役 1. 2
- 最終月の E の役員報酬 80 万円

この場合における、以下別表四における各項目空欄①②にあてはまる金額を答えなさい（調整不要の場合は「0」と解答すること。）。

[所得の金額の計算に関する明細書(別表四)] (抜粋)

(単位：円)

区 分		金 額
当期利益又は当期欠損の額		100,000,000
加算	役員給与の損金不算入額	(①)
減算	役員退職慰労引当金認容	(②)

問 丙株式会社（平成 31 年 3 月末決算）において、寄附金として損金経理した金額は 15,000,000 円であり、その内訳は以下のとおりである。

(1)～(3)の寄附金について、当事業年度における損金として算入される金額をそれぞれ答えなさい。

<資料>

- ・ 期末日における資本金は 1,000,000 円、資本準備金は 1,000,000 円である（当該資本準備金は株式発行時の払込金額から増加資本金額を減算した金額である）。
- ・ 別表四仮計の金額は 100,000,000 円である。
- ・ 当事業年度は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の 1 年間である。

問	寄附先	金額(円)	支出日	備考
(1)	国立大学法人	1,000,000	平成 30 年 6 月 1 日	(注 1)
(2)	丁株式会社	13,000,000	平成 31 年 1 月 1 日	(注 2)
(3)	Y 神社	1,000,000	平成 31 年 4 月 1 日	(注 3)

(注 1) 指定寄附金等に該当する。

(注 2) 経営支援のための支援金であるが、再建・整理のためではない。

丙株式会社が発行済株式の 70%を保有している。

(注 3) 祭礼のための資金として支出したものである。

期末日において未払金として処理している。

問 法人税法上の資産の評価損として損金算入可能な項目を以下ア～キより 3 つ選び、選んだカタカナを答えなさい。

ア：棚卸資産である季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の価額では販売することができないことが既往の実績その他の事情に照らして明らかであること

イ：有価証券のうち時価のある其他有価証券の価額が、帳簿価額のおおむね 50%相当額を下回ることとなり、かつ近い将来その価額の回復が見込まれないこと

ウ：固定資産が災害により著しく損傷したことにより固定資産の価額がその帳簿価額を下回ることになったこと

エ：棚卸資産である季節商品で売れ残ったが、通常の価額で販売しているという過去の販売実績があること

オ：長期滞留在庫について一律に 50%の評価損を計上したこと

カ：固定資産の属する事業グループで赤字を継続し、減損会計を適用したこと

キ：100%の株式を保有する清算中の子会社の価額が著しく低下し、帳簿価額のおおむね 50%相当額を下回ることとなり、かつ近い将来その価額の回復が見込まれないこと。

問 法人税法上の貸倒損失に係る下記文章の空欄①～⑥に当てはまる語句を答えなさい。

(全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして(①)の額に算入する。

(1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の(②)があった場合において、これらの(②)により切り捨てられることとなった部分の金額

(2) 特別清算に係る協定の認可の(②)があった場合において、この(②)により切り捨てられることとなった部分の金額

(3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議(②)で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額

イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

(4) 債務者の(③)の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

(回収不能の貸倒れ)

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその

(④)が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金銭債権について(⑤)物があるときは、その(⑤)物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする。

(一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)

債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する

(⑥)債権について法人が当該(⑥)債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認める。

(1) 債務者との取引を停止した時(最後の弁済期又は最後の弁済の時が当該停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時)以後1年以上経過した場合(当該(⑥)債権について(⑤)物のある場合を除く。)

(2) 法人が同一地域の債務者について有する当該(⑥)債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

問 以下の文章について、内容が正しいものは○を、誤っているものは×を解答用紙に記入し、誤っている理由を答えなさい。

なお、下記文中に特段の記載のない限り、法人は内国法人、個人は日本の居住者であることを前提とする。

(1)	【適格要件－対価】 合併等の組織再編成においては、対価として自社株式以外の資産を交付することが会社法上は可能である。しかし、一定金額かつ一定割合以上の現金を交付した場合には、買収に相当する再編であるとして、例外なく非適格再編として取扱われることとなる。
(2)	【適格要件－完全支配関係/分割型分割】 株主 A は、甲社の発行済株式の全部を保有している。この度、甲社（分割法人）が単独新設分割型分割を行い、株主 A は分割対価として乙社（分割承継法人）の発行済株式の全部のみを取得した。 この分割後に株主 A は乙社株式の全部を第三者に時価で譲渡することを予定しており、甲社株式の全部は継続保有することを予定している。 この場合、当該分割は完全支配関係内分割として、適格分割として取扱われる。
(3)	【適格要件－支配関係/分社型分割】 甲社（分割法人）は、単独新設分社型分割を行い乙社（分割承継法人）に α 事業及びその主要な資産及び負債を移転した。分割前より α 事業についてはグループ外他社と業務提携・資本提携を予定しており、乙社は分割後速やかに第三者割当増資を行い、株式保有比率は甲社 70%、他社 30% となった。分割時点では乙社の過半数を保有する予定であったが、その後想定せざる α 事業の事業環境の大きな変化があり、経営方針の変更により 2 年後には株式保有比率が甲社 20%、他社 80% となってしまった 上記の場合、分割時点での想定に基づき、支配関係内分割として適格か否かの要件判定を行うこととなる。
(4)	【適格要件－現物分配】 株主 A（個人）は甲社の発行済株式の全部を保有しており、甲社は乙社の発行済株式の全部を保有している。甲社は、今回の剰余金の分配を金銭ではなく、保有する乙社株式の全部を交付することとし、会社法上の必要な手続きを行った。 この場合、剰余金の分配をうける株主 A と甲社（現物分配法人）との間には完全支配関係が存在するため、適格現物分配として取扱われる。
(5)	【適格要件－株式継続保有】 甲社が乙社を吸収合併する。合併前において、甲社と乙社の間には支配関係は存在しておらず、共同事業要件により適格合併か否かを判断することとなる。 本件では、乙社の株主は A 社（40%）・B 社（40%）・C 社（20%）の 3 社のみであり、この 3 社間にも支配関係は存在しない。また、このうち B 社と C 社は合併の対価として交付される甲社株式の全部を継続保有することが見込まれていない。 この場合、被合併法人株主のうち合計で過半数を有する株主の合併法人株式の継続保有が見込まれていないため、非適格合併として取扱われる。
(6)	【適格分割型分割の株主の課税関係】 適格分割型分割が行われ、対価として分割承継法人株式のみが交付された場合、分割法人の株主には課税が生じることはない。分割法人の株主は、分割法人の株式の簿価（取得費・取得価額）の一部を減額し、交付された分割承継法人の株式の簿価とするが、これは分割後の分割法人株式の時価と分割承継法人株式の時価の比率に基づいて按分する。
(7)	【非適格株式交換の課税関係】 非適格株式交換が行われた場合、株式交換完全子法人は一定の資産の時価評価を行うことになる。この場合、当該時価評価後の純資産額と株式交換完全親法人が株式交換完全子法人の旧株主に交付した対価との差額は、株式交換完全子法人において資産調整勘定として一括して評価損益を計上することとなる。

問 甲社（株式交換完全親法人）と乙社（株式交換完全子法人）は株式交換を行った。株式交換前に甲社は乙社の発行済株式数の 20%を保有しており、乙社の株式交換直前の税務上の貸借対照表とその他の前提条件は以下のとおりである。

乙社税務貸借対照表			
資産	1,000,000	負債	700,000
(時価 1,200,000)		資本金等	100,000
		利益積立金	200,000

- 甲社は、株式交換の対価として自己の新株のみを交付した。
 - 交付された甲社の新株の時価は 450,000 であった。
 - 甲社以外の乙社株主の株主数は 55 名であり、甲社以外の乙社株主が保有する乙社株式の簿価（55 名の合計）は 120,000 であった。
 - 乙社の資産は、全て時価評価対象資産に該当するものとする。
- ◆ 当該株式交換が「適格株式交換」に該当する場合の以下の税務仕訳を完成させ、空欄①～③に当てはまる金額を解答しなさい。なお、科目に対応する金額が生じない場合（当該仕訳が不要、当該科目が不要、又は計算の結果としてゼロの場合を含む）は「－」と解答し、小数点以下の端数が生じる場合は端数を切捨てした整数で答えなさい（以下同様）。

【甲社の子法人株式受入仕訳】

乙社株式	①	／	資本金等	
			利益積立金	

【乙社の時価評価処理】

資産		／	利益積立金	②
資産調整勘定			(資産評価益)	

【乙社株主の仕訳（55 名分の合計）】

甲社株式	③	／	乙社株式	
			みなし配当	
			株式譲渡益	

- ◆ 当該株式交換が「非適格株式交換」に該当する場合の以下の税務仕訳を完成させ、④～⑦に当てはまる金額を解答しなさい。

【甲社の子法人株式受入仕訳】

乙社株式		／	資本金等	④
			利益積立金	⑤

【乙社の時価評価処理】

資産		／	利益積立金	
資産調整勘定	⑥		(資産評価益)	

【乙社株主の仕訳（55名分の合計）】

甲社株式

⑦

乙社株式
みなし配当
株式譲渡益

◆（追加する前提条件）

株式交換の対価として自己の新株に加えて、現金 100,000 を交付した。

上記の前提条件が追加された場合の以下の税務仕訳を完成させ、⑧～⑩に当てはまる金額又は科目を解答しなさい。なお、金額が生じない場合（ゼロの場合を含む）は「－」と解答し、小数点以下の端数が生じる場合は端数を切捨てした整数で解答しなさい。

【甲社の子法人株式受入仕訳】

乙社株式

⑧

現金
資本金等
利益積立金

【乙社の時価評価処理】

資産

資産調整勘定

利益積立金
(資産評価益)

【乙社株主の仕訳（55名分の合計）】

甲社株式

現金

乙社株式
みなし配当
株式譲渡益

⑨

⑩

問 以下の設問に答えなさい。

1. 以下の場合において、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額を答えなさい。

合併法人 事業年度	事業年度①	事業年度②	事業年度③	合併事業年度
	欠損金額△100,000	欠損金の当期控除額20,000 繰越欠損金額残高△80,000	欠損金の当期控除額30,000 繰越欠損金額残高△50,000	
		株式買収により支配関係が発生（以後継続）		吸収合併
被合併法人 事業年度	事業年度(1)	事業年度(2)	事業年度(3)	事業年度(4)
	欠損金△10,000	欠損金△7,000	欠損金△2,000	欠損金△3,000 繰越欠損金額残高△22,000

（その他の前提）

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)～(4)で生じた欠損金は、全て通常の営業損失によるものである。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額は100,000である。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。

2. 以下の場合において、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額を答えなさい。

合併法人 事業年度	事業年度①	事業年度②	事業年度③	合併事業年度
	所得金70,000	所得金額30,000	所得金額50,000	
		株式買収により支配関係が発生（以後継続）		吸収合併
被合併法人 事業年度	事業年度(1)	事業年度(2)	事業年度(3)	事業年度(4)
	欠損金△35,000	欠損金△120,000	欠損金△3,000	欠損金△500
				繰越欠損金残高△158,500

（その他の前提）

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)～(4)で生じた欠損金のうち、△100,000は特定資産譲渡等損失相当額からなる金額である。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額50,000である。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上は中小法人等に該当する。

3. 以下の場合において、特例計算の下で、合併事業年度において損金算入できる繰越欠損金の額を答えなさい。

合併法人 事業年度	事業年度①	事業年度②	事業年度③	合併事業年度
	欠損金額△150,000	欠損金の当期控除額36,000 繰越欠損金額残高△114,000	欠損金の当期控除額40,000 繰越欠損金額残高△74,000	
		株式買収により支配関係が発生（以後継続）		吸収合併
被合併法人 事業年度	事業年度(1)	事業年度(2)	事業年度(3)	事業年度(4)
	欠損金△36,000	欠損金△120,000	欠損金の当期控除額12,000 繰越欠損金額残高△144,000	欠損金△4,000 繰越欠損金額残高△148,000

（その他の前提）

- ・吸収合併は完全支配関係内の適格合併であり、「みなし共同事業要件」は充足していない。
- ・事業年度(2)～(4)で生じた欠損金のうち、△80,000は特定資産譲渡等損失相当額からなる金額である。
- ・合併事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額は300,000である。
- ・(※1)の時点において合併法人の時価純資産超過額（会社全体の含み益）は50,000であった。
- ・(※2)の時点において被合併法人の時価純資産超過額（会社全体の含み損）は30,000であった。
- ・合併法人及び被合併法人は、設立以来継続して、青色申告書である確定申告書を申告期限内に提出している。
- ・合併法人は法人税法上は中小法人等に該当する。

問 以下の(1)～(4)の記述について、正しいものは○を、誤っているものは×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 親会社が発行済み株式のすべてを保有している子会社との関係、また同じ親会社に発行済み株式のすべてを保有されている子会社同士（兄弟会社）の関係はいずれも完全支配関係であり、内国法人同士であれば、グループ法人税制の適用を受け、一定の資産の譲渡が行われた場合の譲渡損益の繰り延べなどの適用を受ける。
- (2) S社は、X社を連結親法人として5年前から連結納税を適用していた連結子法人であり、X社グループの連結納税の開始時にS社の有する資産について、時価評価を行った。X社はY社（Y社を連結親法人としての連結納税を適用している）にS社株式のすべてを譲渡する予定である。S社は、Y社に譲渡される直前に時価評価を行う必要はない。
- (3) 連結納税に加入することとなる子法人のうち、適格株式交換で加入してきた子法人の法人税の欠損金は、連結納税加入後、連結グループ全体の所得で使用するすることができる。
- (4) 連結親法人が、直接保有する連結子法人の株式を譲渡する場合に、当該子法人の株主として連結親法人は、税務上、当該連結子法人株式の帳簿価額修正をした上で、譲渡損益を計算することとなる。

問 連結納税に関する以下の文章の空欄①～③に当てはまる適切な語句又は数字を答えなさい。

- (1) 連結納税を開始する場合に、連結親法人となる法人との完全支配関係が最初連結事業年度開始の日の（ ① ）年前の日から継続している子法人の法人税の欠損金は切り捨てとならない。
- (2) 連結親法人（3月決算）が、株式のすべてをX2年4月20日に取得し、連結納税に加入することとなる子法人（6月決算）は、X1年7月1日～X2年4月（ ② ）日を事業年度として申告をするか、あるいは、特例を受けてX1年7月1日～X2年（ ③ ）月30日を事業年度として申告をすることとなる。

問 以下の資料を読み、当連結事業年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）における空欄①～⑧に当てはまる語句又は金額を答えなさい。

解答すべき金額がマイナスの場合には、解答数値の冒頭に「△」を記入すること。

また、計算結果に円未満（自然数未満）の端数が生じる場合には、小数点以下第1位未満を四捨五入し、小数点以下第1位まで解答しなさい。

[資料]

1. P社、A社及びB社は、P社を連結親法人として当年度より連結納税制度を適用している。
2. P社は中小連結親法人には該当しない。
3. 前事業年度終了時における各社の控除未済連結欠損金額は以下の通りである（単位：千円）。
なお、A社及びB社において発生している欠損金はすべて特定連結欠損金に該当するものとする。

発生事業年度	P社	A社	B社	合計
平成28年3月期	3,500	2,500	1,500	7,500
平成29年3月期	2,000	3,000	500	5,500
平成30年3月期	—	500	1,000	1,500
合 計	5,500	6,000	3,000	14,500

4. 当連結事業年度における連結欠損金控除前個別所得金額は以下の通りである（単位：千円）。

P社	A社	B社	合計
13,500	8,000	△1,500	20,000

5. 当連結事業年度における連結欠損金にかかる控除限度割合は、以下から適切なものを選択して適用しなさい。
[100% / 55% / 50%]
6. 当連結事業年度の法人税率は、以下から適切なものを選択して適用しなさい。
[15.0% / 23.2% / 23.4% / 23.9% / 30.0%]
7. 地方法人税及びその他の地方税は考慮しなくてよい。

- ・ 非特定連結欠損金の控除限度額：連結所得の金額の ① %相当額
- ・ 各社の個別所得金額（連結欠損金控除後）
 - P社： ② 千円
 - A社： ③ 千円
 - B社： ④ 千円
- ・ P社における連結法人税個別帰属額の精算仕訳及び未払法人税等計上仕訳（法人税のみ）

借 方		貸 方	
科 目	金額（千円）	科 目	金額（千円）
未収入金	⑤	未払金	⑥
法人税等	⑦	未払法人税等	⑧

問 内国法人であるB＋株式会社は、東京都台東区に本店を置き、従業員150名を有する食料品製造業を営む非同族会社である。当期（第31期：自平成30年4月1日至平成31年3月31日）の決算における税金・税効果計算まで完了した法人税申告書別表1、4、5(1)、5(2)は＜資料2＞に示すとおりである。

＜資料1＞に示したB＋株式会社に係る各種資料における空欄①～⑩にあてはまる語句または金額を答えなさい。解答すべき金額がマイナスの場合には、数字の冒頭に「△」を付すこと。また、解答すべき金額が存在しない場合には「－」を記入すること。

＜解答に当たっての注意事項＞

- (1) 消費税は考慮しない。
- (2) ＜資料1＞および＜資料2＞に示した事項以外は考慮しない。

＜資料1＞

1. 税金に係る勘定項目の推移

(1) 総勘定元帳（租税公課（販売費および一般管理費））の一部抜粋（単位：円）

月日	摘要	借方	貸方	残高
～ 省 略 ～				
11月30日	中間納付（事業税：付加価値割）	1,853,800		～省略～
11月30日	中間納付（事業税：資本割）	1,968,700		～省略～
～ 省 略 ～				
3月31日	期末計上（事業税：付加価値割）	2,667,100		～省略～
3月31日	期末計上（事業税：資本割）	1,968,800		～省略～
～ 省 略 ～				

(2) 監査調書における Tax movement

(単位：円)

月日	摘要	租税公課	法人税、住民税 および事業税	未払法人税等
4月1日	期首残高			①
5月31日	確定納付			②
6月20日	固定資産税	2,000,000		
11月30日	中間納付	③	④	⑤
2月1日	収入印紙	⑥		
2月20日	源泉所得税及び 復興特別所得税 (※)		⑦	
3月31日	期末計上	⑧	⑨	⑩
3月31日	期末残高	各自算定	⑫	⑬

- ・上記の作成に当たっては、借方を正、貸方を負（△）で表記している。
 - ・B+株式会社は毎期、当期末未納税額と未払法人税等を一致させる（いわゆるタックス
クッションを計上しない）方針を取っている。
 - ・中間納付は全て損金経理により処理している。
- ※預金利息に係るものである（利払いは年1回とする）。

2. 一時差異項目

(単位：円)

項目	前期 (平成30年3月31 日)	当期 (平成31年3月31 日)
賞与引当金	⑭	⑮
⑯	⑰	⑱
⑲	⑳	㉑
減価償却超過額	㉒	㉓

- ・上記のうち税務調整項目となるものの法人税申告書への表記に当たっては、いわゆる
洗い替え方式（前期における税務調整金額を全額減算認容し、当期における税務調整
金額を全額加算する方針）によっている。
- ・法人税申告書における申告調整上、法人税等調整額の加減算については、洗い替え方
式により合算して1本で行っている。
- ・前期末及び当期末の実効税率は30%としている。
- ・繰延税金資産は前期、当期ともに全額回収可能とする。

3. 計算書類（一部抜粋）

(1) 貸借対照表（一部抜粋）

（単位：円）

	前期（平成 30 年 3 月 31 日）	当期（平成 31 年 3 月 31 日）
（投資その他の資産） 繰延税金資産	②①	②②
（流動負債） 未払法人税等	①	②③

・上記の未払法人税等の金額を解答するに当たって（△）を付す必要はない。

(2) 損益計算書（一部抜粋）

（単位：円）

税引前当期純利益		②④
法人税・住民税及び事業税	②⑤	
法人税等調整額	②⑥	各自算定
当期純利益		②⑦

(3) 株主資本等変動計算書

（単位：円）

	資本金	資本準備金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
期首残高	500,000,000	250,000,000	50,000,000	100,000,000	②⑧
当期変動額					
剰余金の配当					②⑨
当期純利益					②⑦
当期変動額					各自算定
期末残高	500,000,000	250,000,000	50,000,000	100,000,000	③⑩

<資料2>

平成 年 月 日 東京上野 税務署長殿 納税地 東京都台東区 電話 () - (フリガナ) B+カブシキカイシャ 法人名 B+株式会社 法人番号 (フリガナ) 代表者 記名押印 代表者 住 所	事業種目 食料品製造業 期末現在の資本金の額又は出資金の額 500,000,000 円 同非区分 特定 同業会社 非同業会社 一般社団・財団法人のうち 非常利型法人 非常利型法人に該当するもの 旧納税地及び 旧法人名等 添付書類	青色申告 一連番号 整理番号 事業年度 (至) 年 月 日 売上金額 申告年月日 年 月 日 通信日付印 確認印 序指定 局指定 指導等 区分 申告区分 法人税 申告 期決 修正 地方 法人税 申告 期決 修正
--	---	--

平成 30 年 04 月 01 日 事業年度分の法人税 確定 申告書
 課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書
 平成 31 年 03 月 31 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日)
 この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額 (別表四「49の①」) 法人税額 (56)又は(57) 法人税額の特別控除額 差引法人税額 (2)-(3) 連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 土地 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)の二「25」+別表三(三)「20」) 同 同上に対する税額 (22)+(23)+(24) 留 課税留保金額 (別表三(一)「4」) 同 同上に対する税額 (別表三(一)「8」) 法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9) 控 除 税 額 ((10)-(11)-(12)-(13)) 差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13) 中間申告分の法人税額 差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額)税額とし、マイナスの(4)-(15) 繰金は、(24)へ記入	控 除 税 額 所得税の額 (別表六(一)「6の③」) 外国税額 (別表六(二)「20」) 計 (17)+(18) 控除した金額 (13) 控除しきれなかった金額 (19)-(20) 土地譲渡税額 (別表三(二)「27」) 同 上 (別表三(二)の二「28」) 同 上 (別表三(三)「23」) この申告による還付金額 (21) 中間納付額 (15)-(14) 欠損金の繰戻しによる還付請求税額 計 (25)+(26)+(27) この申告による所得金額又は欠損金額 (42) この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (67) 欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七(一)「40の計」+別表七(二)「41」) 翌年繰り越す欠損金又は災害損失 (別表七(一)「5の合計」)
--	---

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準 所得の金額に対する法人税額 (40+(33)+(34)+(35)外) 33 課税標準 課税留保金額に対する法人税額 (9) 34 課税標準 課税標準法人税額 (33)+(34) 35 地方法人税額 (60) 36 課税留保金額に係る地方法人税額 (61) 37 所得地方法人税額 (36)+(37) 38 外国税額の控除額 (別表六(二)「50」) 40 差引地方法人税額 (38)-(39)-(40)-(41) 42 中間申告分の地方法人税額 43 差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額)税額とし、マイナスの(42)-(43) 繰金は、(45)へ記入 44	この申告による還付金額 (43)-(42) 45 この申告による所得の金額に対する法人税額 (70) 46 課税留保金額に対する法人税額 (71) 47 課税標準法人税額 (72) 48 この申告により納付すべき地方法人税額 (76) 49 剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額 25000000 剰余金の配当の最終引渡の日 平成 年 月 日 決算確定の日 平成 年 月 日 還付を受ける銀行 本店・支店 郵便局名等 口座番号 出張所 預金 本所・支所 ゆうちょ銀行の貯金記号番号 ※税務署処理欄
--	--

法 0301-0101

 税 理 士
 署 名 押 印

(印)

別表一(一)

次業

平三十・四・一以後終了事業年度等分

事業年度等		平30. 4. 1 平31. 3. 31		法人名		B+株式会社		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳								
法人税	外国関係会社等に係る控除 対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「3」)	11		地方 方法 人税	外国関係会社等に係る控除 対象所得税額等相当額等の控除額 (別表十七(三の十二)「4」と(38) のうち少ない金額)	39		
	仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	12			仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	41		
法人税額の計算								
中小法人等 の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	000	(50)の15%相当額	54			
	(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (50)	51	000	(51)の 23.4% 又は23.2%相当額	55			
	所得金額 (50) + (51)	52	000	法人税額 (54) + (55)	56			
	所得金額 (1)	53	244, 102, 000	法人税額 ((53)の 23.4% 又は23.2%相当額)	57	56, 631, 664		
地方法人税額の計算								
所得の金額に対する法人税額 (33)		58	56, 631, 000	(58)の4.4%相当額	60	2, 491, 764		
課税留保金額に対する法人税額 (34)		59	000	(59)の4.4%相当額	61			
この申告が修正申告である場合の計算								
法人税額の 計算	この申告前の	所得金額又は欠損金額	62		地方 方法 人税 申告 額の 計算	所得の金額に対する 法人税額	70	
		課税土地譲渡利益金額	63			課税留保金額に対する 法人税額	71	
		課税留保金額	64			課税標準法人税額 (70) + (71)	72	000
		法人税額	65			確定地方法人税額	73	
		還付金額	66	外		中間還付額	74	
	この申告前の	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 ((16)-(65))若しくは((16)+(66)) 又は((66)-(28))	67	00		欠損金の繰戻しによる 還付金額	75	
		欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	68			この申告により納付すべき 地方法人税額 ((44)-(73))若しくは((44)+(74)+(75)) 又は(((74)-(45))+((75)-(45)の外書)))	76	00
		翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	69					

法 0301-0101-次

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業年度 平30. 4. 1
平31. 3. 31

法人名 B+株式会社

別表四(簡易様式)

平三十・四・一以後終了事業年度分

区 分		総 額	処 理		分 配	
			留 保	社 外 流 出	配 当	
		①	②	③		
当期利益又は当期欠損の額		円	円	円	配 当	2,500,000
		180,229,680	177,729,680	その他		
加	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2	18,691,300	18,691,300		
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	3,207,100	3,207,100		
	損金経理をした納税充当金	4	57,622,500	57,622,500		
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び過怠税	5		その他		
	減価償却の償却超過額	6	1,500,000	1,500,000		
	役員給与の損金不算入額	7		その他		
	交際費等の損金不算入額	8		その他		
	賞与引当金否認	9	9,000,000	9,000,000		
	法人税等調整額(前期)	10	8,562,360	8,562,360		
算	小 計	11	98,583,260	98,583,260		0
減	減価償却超過額の当期認容額	12	2,500,000	2,500,000		
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13	8,041,200	8,041,200		
	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	14		※		
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15		※		
	受贈益の益金不算入額	16		※		
	適格現物分配に係る益金不算入額	17		※		
	法人税等の中間納付額及び過額納に係る還付金額	18				
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		※		
	賞与引当金認容	20	8,000,000	8,000,000		
	法人税等調整額(当期)		6,414,540	6,414,540		
算	小 計	21	24,955,740	24,955,740	外※	0
					外※	0
仮 計 (1)+(11)-(21)		22	253,857,200	251,357,200	外※	2,500,000
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額(別表十七(二)の二「25」又は「30」)		23		その他		
超過利子額の損金算入額(別表十七(二)の三「10」)		24 △		※	△	
仮 計 ((22)から(24)までの計)		25	253,857,200	251,357,200	外※	0
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)		26		その他		
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6」の③)		29	245,040	その他		245,040
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)の二「7」)		30		その他		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額相当額(別表十七(三)の十二「1」)		31		その他		
合 計 (25)+(26)+(29)+(30)+(31)		34	254,102,240	251,357,200	外※	0
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)		35				
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額		37		※		
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額		38		※		
差 引 計 (34)+(35)+(37)+(38)		39	254,102,240	251,357,200	外※	0
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「14」(別表七(二)「9」(別表七(三)「21」)又は別表七(三)「10」)		40 △	10,000,000	※	△	10,000,000
総 計 (39)+(40)		41	244,102,240	251,357,200	外※	△10,000,000
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(三)「43」)		42 △		※	△	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額		48 △		△		
所得金額又は欠損金額		49	244,102,240	251,357,200	外※	△10,000,000
						2,745,040

(簡)

法 0301-0402

利益積立金額及び資本金等の額の計算に
関する明細書

事業年度 平30. 4. 1
平31. 3. 31

法人名 B+株式会社

別表五(一)

平三十・四・一以後終了事業年度分

I 利益積立金額の計算に関する明細書						
区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①－②＋③	
			減	増		
				①	②	③
利 益 準 備 金	1	50,000,000 ^円				50,000,000 ^円
別 途 積 立 金	2	100,000,000				100,000,000
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	3	2,500,000	2,500,000	1,500,000		1,500,000
賞 与 引 当 金	4	8,000,000	8,000,000	9,000,000		9,000,000
繰 延 税 金 資 産	5	△8,562,360	△8,562,360	△6,414,540		△6,414,540
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
繰 越 損 益 金 (損 は 赤)	26	400,000,000	400,000,000	577,729,680		577,729,680
納 税 充 当 金	27	37,604,700	37,604,700	57,622,500		57,622,500
未納法人税等 （対するものを除く） （繰延税金等積立金に）	未納法人税及び未納地方人税 （附帯税を除く。）	28 △ 25,321,300	△ 44,012,600	中間 △ 18,691,300 確定 △ 40,187,000	△	40,187,000
	未 納 道 府 県 民 税 （均等割額を含む。）	29 △ 4,242,200	△ 7,449,300	中間 △ 3,207,100 確定 △ 6,553,700	△	6,553,700
	未 納 市 町 村 民 税 （均等割額を含む。）	30 △	△	中間 △ 確定 △	△	
差 引 合 計 額	31	559,978,840	388,080,440	570,798,540		742,696,940

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③ ④
			減	増	
		①	②	③	
資 本 金 又 は 出 資 金	32	500,000,000 ^円			500,000,000 ^円
資 本 準 備 金	33	250,000,000			250,000,000
	34				
	35				
差 引 合 計 額	36	750,000,000	0	0	750,000,000

法 0301-0501

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	平30. 4. 1 平31. 3. 31	法人名	B + 株式会社
------	-------------------------	-----	----------

別表五(二)

平三十・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度			期首現在 未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額			期末現在 未納税額 ①+②-③-④-⑤
					充当金取崩し による納付	仮払経理に よる納付	損金経理に よる納付	
			①	②	③	④	⑤	⑥
法人税及び地方法人税	： 1	円			円	円	円	円
	平 29 ・ 4 ・ 1 平 30 ・ 3 ・ 31	2	25,321,300		25,321,300			0
	当期中	3		18,691,300			18,691,300	0
	確定	4		40,187,000				40,187,000
	計	5	25,321,300	58,878,300	25,321,300	0	18,691,300	40,187,000
道府県民税	： 6							
	平 29 ・ 4 ・ 1 平 30 ・ 3 ・ 31	7	4,242,200		4,242,200			0
	当期中	8		3,207,100			3,207,100	0
	確定	9		6,553,700				6,553,700
	計	10	4,242,200	9,760,800	4,242,200	0	3,207,100	6,553,700
市町村民税	： 11							
	： 12							
	当期中	13						
	確定	14						
	計	15	0	0	0	0	0	0
事業税	： 16							
	平 29 ・ 4 ・ 1 平 30 ・ 3 ・ 31	17		8,041,200	8,041,200			0
	当期中	18		6,673,400			6,673,400	0
	計	19	0	14,714,600	8,041,200	0	6,673,400	0
その他の	損金算入のもの	20						
	利子税	21						
	延滞金 (延納に係るもの)	22		2,000,000			2,000,000	0
	固定資産税	23		150,000			150,000	0
	印紙税	24						
	加算税及び加算金	25						
	延滞税	26						
	延滞金 (延納分を除く。)	27						
	過怠税	28		245,040			245,040	0
	源泉所得税	29						
		30						
納税充当金の計算								
期首納税充当金			30	37,604,700	取崩 その他 額	損金算入のもの	36	円
繰入額	損金経理をした納税充当金		31	57,622,500		損金不算入のもの	37	
			32				38	
	計 (31)+(32)		33	57,622,500		仮払税金消却	39	
取崩額	法人税額等 (5の③)+(10の③)+(15の③)		34	29,563,500		計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)	40	37,604,700
	事業税 (19の③)		35	8,041,200		期末納税充当金 (30)+(33)-(40)	41	57,622,500

法 0301-0502

<所得税>

問 次の資料から、居住者甲（42 歳）の本年分（令和元年分）の課税所得金額の計算に関する以下の間に答えなさい。

<資料>

（１）甲が本年中に勤務先の A 株式会社から支給を受けた金額は以下の通りである。

- ・ 本 給 3,600,000 円
- ・ 残業手当 230,000 円
- ・ 役付手当 180,000 円
- ・ 勤続手当 120,000 円
- ・ 住宅手当 96,000 円
- ・ 出張旅費 125,000 円（旅費規程に基づき支給。実際に使用したのは 98,300 円）
- ・ 通勤手当 456,000 円（1 月あたり 38,000 円で 12 ヶ月分）

（２）甲は前年以前より不動産の貸付けを行っている。これに関する本年分の資料は次の通り

- ・ 家賃収入 3,360,000 円
ただし、次の敷金に関しては未処理である。
なお、敷金は明渡時に 30%を償却し、残額については修繕費と相殺の上返還することとなっている。
- ① 本年入居した賃借人 X に係る預り敷金 400,000 円
- ② 本年退去した賃借人 Y に係る預り敷金 160,000 円
Y は数年前に入居し、本年 7 月に退去した。Y の退去に際し、修繕費 75,000 円を要したため、Y には 85,000 円を返還している。
- ・ 本年分の不動産の貸付けに係る必要経費は 2,305,000 円であるが、この金額には、Y の退去に係る修繕費は含まれていない。

（３）甲は本年中に死亡保険金 5,000,000 円を受け取った。

この保険契約の被保険者は甲の父、保険契約者は当初甲の母であったが、母が 5 年前に死亡したため、相続人である甲がこの契約を引き継いだものであり、母の死亡後は甲が保険料を負担している。

この保険契約に係る支払保険料の総額は 3,600,000 円（うち母の支払額 2,000,000 円）である。

（４）本年末現在、甲と生計を一にし、かつ、同居している親族の状況は次のとおりである。

- | | | |
|-------|------|------------------------------|
| 配 偶 者 | 44 歳 | 配当所得 380,000 円がある。 |
| 長 男 | 19 歳 | 無収入。 |
| 長 女 | 19 歳 | 大学生。本年中にバイト代が 1,100,000 円ある。 |
| 甲 の 弟 | 30 歳 | 無収入。障害者手帳（身体 2 級）を持っている。 |

（５）甲は α 証券会社に源泉徴収ありの特定口座を有しており、本年中の特定口座年間取引報告書には以下の記載があった。

- ・ 譲渡対価の額 5,897,000 円
- ・ 取得費及び譲渡に要した費用の額 5,238,500 円
- ・ 差引金額 658,500 円
- ・ 源泉徴収税額 100,850 円

問 1 解答用紙に従い、本年中に発生した所得の種類および所得金額を答えなさい。

問 2 本年分の確定申告において、甲が適用できる所得控除額について、解答用紙に従って答えなさい。

問3 (5) の所得の扱いについて、下記の空欄①～③にあてはまる適切な語句を入れ、文章を完成させなさい。

特定口座「源泉徴収あり」で取引した場合、所得税および住民税の源泉徴収を証券会社が行って納税するため、原則として確定申告は不要ですが、取引状況によっては確定申告をした方が税制上有利となることがあります。

具体的には次のような場合です。

- ・一般口座や他の証券会社での取引と、① する場合
- ・譲渡損失を② 場合。
- ・譲渡損失と③ とを損益通算する場合

<参考資料>

【給与所得控除額】

収入金額		給与所得控除額
180 万円以下		収入金額×40% (最低 65 万円)
180 万円超	360 万円以下	収入金額×30% + 18 万円
360 万円超	660 万円以下	収入金額×20% + 54 万円
660 万円超	1,000 万円以下	収入金額×10% + 120 万円
1,000 万円超		220 万円 (上限)

【所得控除】

種類	控除額		
障害者控除			
	一般の障害者	270, 000 円	
	特 別 障 害 者	400, 000 円	
	同居特別障害者	750, 000 円	
扶養控除	・ 一般扶養親族 → 380, 000 ・ 特定扶養親族 → 630, 000 ・ 老人扶養親族 → 480, 000（同居老親等の場合 580, 000 円）		
配偶者控除	居住者の合計所得金額	控除額	
		控除対象配偶者 (70 歳未満)	老人控除対象配偶者 (70 歳以上)
	900 万円以下	380, 000 円	480, 000 円
	900 万円超 950 万円以下	260, 000 円	320, 000 円
	950 万円超 1, 000 万円以下	130, 000 円	160, 000 円

<相続税>

問 以下の文章の空欄①～⑩に当てはまる語句または数字を答えなさい。

- (1) 血族相続人には、相続順位がある。第一順位は、(①) であり、第二順位は (②)、第三順位は兄弟姉妹である。なお、被相続人の配偶者は、各血族相続人と並んで常に相続人となる (民 887、889、890)。
- (2) 法定相続人が配偶者と子の場合の配偶者の法定相続割合は (2 分の 1)、法定相続人が配偶者と直系尊属のみの場合の配偶者の法定相続割合は (③)、法定相続人が配偶者と兄弟姉妹のみの場合の配偶者の法定相続割合は (4 分の 3) となっている。なお、内縁の妻及び夫 (事実上は婚姻関係にあると認められるが、婚姻届が出されていない場合) には相続権は (④)。
- (3) 養子の種類には普通養子と特別養子があり、普通養子は、養親の相続の場合も、実親の相続の場合も相続人となる。但し、相続税の計算において、法定相続人の数に算入できる養子の数は次の通り制限されている。
被相続人に実子がある場合・・・(⑤) 人
被相続人に実子がない場合・・・(⑥) 人
- (4) 遺産の分割方法には、現物分割、(⑦)、換価分割、共有とする分割の 4 種類がある。
- (5) 相続の放棄は相続の開始があったことを知った時から (⑧) ヶ月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。
- (6) 遺留分権利者は、配偶者及び被相続人の子、直系尊属であり、(⑨) は遺留分権利者に該当しない。また、各遺留分権利者には、法定相続割合に応じて原則としてその (⑩)、ただし、直系尊属のみが相続人の場合には 3 分の 1 の遺留分が配分される。

問 甲 (70 歳) には、長男の乙 (40 歳)、次男の丙 (38 歳)、長女の丁 (35 歳) がおり、配偶者はすでに死亡している。公認会計士・税理士であるあなたは、自分自身の相続について対策を考えている甲から以下 (1) ～ (4) の相談を受けた。それぞれ、どのように答えるか、答えなさい。

<現在 (2019 年 3 月 31 日) の甲の財産及び債務>

1. 甲の財産
 - ・預金 2 億円
 - ・非上場株式 1 億 5,000 万円
 - ・自宅土地 1 億円
 - ・自宅建物 5,000 万円
 - ・墓地 500 万円
2. 甲の債務
 - ・借入金 1 億円
 - ・未払金 400 万円

- (1) 「仮に私 (甲) が現時点で死亡した場合の相続税額の総額はいくらになるのでしょうか？」
(なお、小規模宅地の評価減の特例は考慮しないものとする。)
- (2) 「贈与税の制度は二つあるように聞いたことがあるのですが、どのように異なっているのですか？」
- (3) 「相続税が高額になりそうなので、今年 (2019 年) 中に預金のうち 3000 万円を贈与したい (内訳：長男乙に 1000 万円、次男丙に 1,000 万円、長女丁に 1,000 万円) と考えているのですが、上記の (2) のそれぞれの制度に基づいて計算した場合に贈与税総額はいくらになるのでしょうか？ なお、これまでに甲は子供 (乙、丙、丁) に贈与をしたことはありません。」
- (4) (3) とは別の下記考えに基づいた場合には、税金を低い額にするためにはどちらの贈与制度を利用すべきでしょうか。「私の場合には、まだ 10 年は生きると思うので、10 年かけて現金 3,000 万円を子供たちに贈与をしていきたいと考えています。」

① 相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
千円以下		千円
10,000	10%	—
30,000	15%	500
50,000	20%	2,000
100,000	30%	7,000
200,000	40%	17,000
300,000	45%	27,000
600,000	50%	42,000
千円超		
600,000	55%	72,000

② 贈与税の速算表

ア. 20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

課税価格	税率	控除額
千円以下		千円
2,000	10%	—
4,000	15%	100
6,000	20%	300
10,000	30%	900
15,000	40%	1,900
30,000	45%	2,650
45,000	50%	4,150
千円超		
45,000	55%	6,400

イ. ア以外の場合

課税価格	税率	控除額
千円以下		千円
2,000	10%	—
3,000	15%	100
4,000	20%	250
6,000	30%	650
10,000	40%	1,250
15,000	45%	1,750
30,000	50%	2,500
千円超		
30,000	55%	4,000

＜消費税＞

問 次のような前提条件で、平成 30 年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を（１）一般用（２）簡易課税用に分けて作成しなさい。

[前提条件]

- 業種は小売業である。
- 会計処理は税込経理方式を採用している。
- 損益の内容は次のとおりである。
 - 接待交際費の中に慶弔費が 10 万円含まれているが、それ以外は課税取引である。
 - 地代家賃は店舗の家賃である。

税込経理 （単位：円）

科 目		金 額	課税対象	課否の判定※
売 上 （ 収 入 金 額 ） （ 雑 収 入 を 含 む ）		21, 000, 000		○
売上原価	期 首 商 品 （製品）棚卸高	400, 000		
	仕 入 金 額 （製品製造原価）	12, 600, 000		○
	小 計	13, 000, 000		
	期 末 商 品 （製品）棚卸高	1, 000, 000		
	差 引 原 価	12, 000, 000		
差 引 金 額		9, 000, 000		
経費	租 税 公 課	100, 000		×
	荷 造 運 賃			
	水 道 光 熱 費	400, 000		○
	旅 費 交 通 費			
	通 信 費	150, 000		○
	広 告 宣 伝 費			
	接 待 交 際 費	200, 000		自分で判断
	損 害 保 険 料	40, 000		×
	修 繕 費			
	消 耗 品 費	100, 000		○
	減 価 償 却 費	100, 000		×
	福 利 厚 生 費			
	給 料 賃 金	3, 600, 000		×
	外 注 工 賃			
	利 子 割 引 料			
	地 代 家 賃	1, 200, 000		自分で判断
	貸 倒 金			
	雑 費	110, 000		○
計		6, 000, 000		
差 引 金 額		3, 000, 000		
貸 倒 引 当 金 繰 戻 額				
専 従 者 給 与		1, 200, 000		×
貸 倒 引 当 金 繰 入 額				
青色申告特別控除前の所得金額		1, 800, 000		
青 色 申 告 特 別 控 除 額		650, 000		
所 得 金 額		1, 150, 000		

※課否の判定：○は消費税がかかるもの、×はかからないもの

<地方税>

問 地方税には多くの税目がある。それぞれの税目に関する以下の問に答えなさい。

- (1) 法人住民税に関する以下説明文の空欄①～④に当てはまる語句を答えなさい。
- ・ 法人住民税は、法人税割及び(①)で構成される。
 - ・ 法人住民税の(①)の税率は、事業年度末日現在の資本金等の額と貸借対照表の資本金及び(②)の合計額を比較して大きい金額、及び(③)の数で決定される。
 - ・ 2以上の道府県、市町村に事務所または事業所を有する法人の法人住民税に関する申告納付は、課税標準である法人税額を課税標準の算定期間(事業年度)の末日現在における関係道府県、市町村ごとの事務所または事業所の(③)の数に按分して分割した額を課税標準として関係道府県、市町村ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加えて申告納付する。
 - ・ 法人住民税は、損益計算書に(④)として表示する。
- (2) 法人事業税及び固定資産税に関する以下の説明文の空欄⑤～⑧に当てはまる語句を答えなさい。
- ・ 法人事業税の課税標準は、貸借対照表の資本金が(⑤)円を超える会社については付加価値割、資本割及び(⑥)の3種類である。
 - ・ 法人事業税の資本割の課税標準は、資本金等の額と、貸借対照表の資本金及び(②)の合計額を比較して、どちらか大きい方となる。
 - ・ 固定資産税の課税客体は固定資産であり、固定資産とは、土地、(⑦)及び償却資産を総称する。また、固定資産税の賦課期日は(⑧)である。

問 以下の場合、法人事業税の付加価値割の算定につき、A 収益配分額、B 雇用安定控除額及び C 課税標準となる付加価値額はいくらになるか答えなさい(下記条件以外を考慮する必要はない)。

(条件)

報酬給与額	2,000	百万円
支払利子	500	百万円
受取利子	100	百万円
支払賃借料	100	百万円
受取賃貸料	500	百万円
単年度損益	△580	百万円

<資産税>

問 会社員の高橋さんが平成 30 年度中に自宅（土地及び建物）を売却しました。下記の資料を基に、以下（1）～（4）の問に答えなさい。

なお、租税特別措置法第 35 条（3,000 万円控除）及び租税特別措置法第 31 条の 3（軽減税率）の特例の適用については、以下「譲渡資産に関する資料」に記載の事項以外の要件は満たしているものとし、復興所得税については考慮しないものとします。

- （1） 取得費及び譲渡費用の合計額を答えなさい。
- （2） 譲渡所得金額を答えなさい。
- （3） 高橋さんの譲渡所得に係る所得税額の計算に当たって適用される税率を答えなさい。
- （4） 譲渡所得に係る所得税額を答えなさい。

<譲渡資産に関する資料>

- ・ 売却に関する契約関係

引 渡 日：平成 30 年 10 月 12 日

譲渡価額：土地 150,000,000 円、建物 40,000,000 円

仲介手数料・収入印紙代：合計で 3,500,000 円

- ・ 対象資産に関する情報

利用状況：自己の居住用

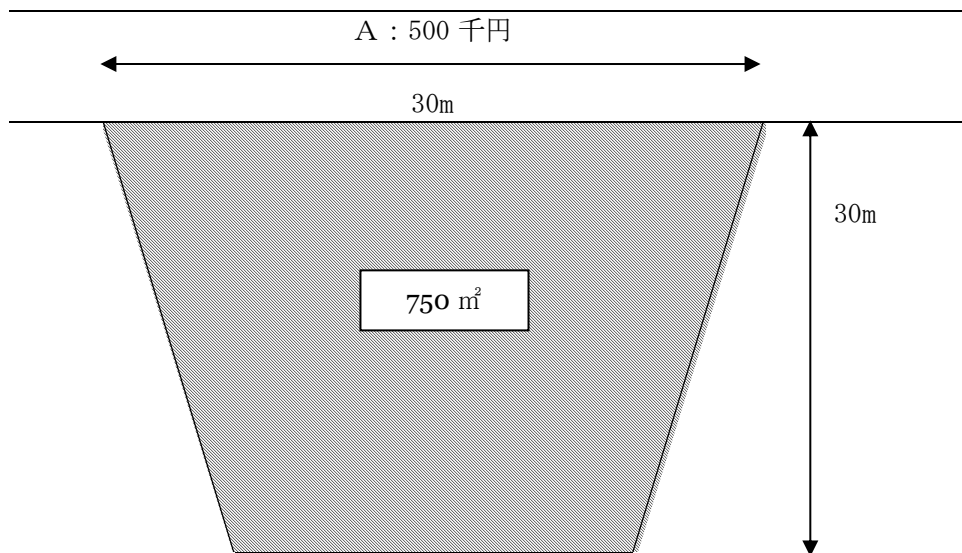
土 地：平成 17 年 4 月 21 日に 85,000,000 円で取得

建 物：平成 17 年 9 月 8 日に 55,000,000 円で取得

（建物の譲渡時の償却費相当額 20,000,000 円）

問 下記自用地（不整形地）について、路線価方式による評価額を算定するに当たって、以下
 (1) ～ (3) の問いに答えなさい。

- (1) 不整形地補正率を算定する際の地積区分を答えなさい。
- (2) かげ地割合を答えなさい（四捨五入して小数点第 1 位までを解答用紙に記入すること）。
- (3) 路線価方式による評価額を答えなさい。



Aの地区区分：普通商業・併用住宅 （路線価：500 千円）

問 次の設例において、以下の＜概要＞及び＜参考資料＞を基に以下(1)及び(2)の問に答えなさい。

(1) 以下の文章について、空欄①～⑦に当てはまる語句又は数値を答えなさい。

「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその（ ① ）の有する株式の合計数が、その会社の発行済株式数の（ ② ）%（株主の1人及びその（ ① ）の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が（ ③ ）%超である場合には、（ ③ ）%超）以上である場合におけるその株主及びその（ ① ）をいう。

類似業種比準方式とは、その会社の事業内容と類似する上場会社株価から、特定の「物差し」＝「比準要素」を使って株価を評価しようとする方法である。その比準要素は、1株当たりの（ ④ ）金額、1株当たりの年（ ⑤ ）金額及び1株当たりの（ ⑥ ）価額の3要素である。

純資産価額方式は、（ ⑦ ）に会社を清算したと仮定した場合において、株主に帰属する価値がいくらになるかという観点から計算するものである。（ ⑦ ）において、評価会社が所有する資産を相続税評価額で処分し、負債を清算し、清算法人税等を支払ったと仮定した場合の残額を求め、これを発行済株式数で割って1株当たりの純資産価額を算出する。

(2) 当該事例において、会計直彦が当該株式を取得する場合の株式の評価額を答えなさい。

なお、解答にあたっては、解答用紙の指示に従い、計算過程も記載しなさい。

＜概要＞

・相続の状況

甲会社の代表取締役会計浩一は、平成30年8月10日に死亡し、同人の持株は、すべて同人の長男である会計直彦が相続した。

＜参考資料＞

甲会社の状況

● 法人の概要

- ① 事業内容：製造業（100%）
- ② 直近事業年度：平成30年3月31日
- ③ 資本金：50,000千円（近年増資は行っていない。）
- ④ 発行済株式総数：100,000株（すべて普通株式）
- ⑤ 当該会社は、特定の評価会社には該当しない。

● 株主の状況

課税時期直前の株主の状況は以下のとおりである。

氏名	続柄等	役職	株式数	備考
会計 浩一	—	代表取締役	40,000	
会計 雅子	会計浩一の妻	—	5,000	
会計 直彦	会計浩一の長男	専務取締役	15,000	
会計 和人	会計浩一の弟	取締役	10,000	
市谷 健	会計浩一の友人	取締役	8,000	
協会 高志	—	取締役	8,000	
補習 良夫	—	元取締役	10,000	H30.5 退任
公認 明美	—	監査役	4,000	
計			100,000	

● 甲会社の平成 30 年 3 月期の決算等の概要

- ① 貸借対照表資産の部合計：1,805,626 千円、純資産の部合計：720,100 千円
- ② 平成 30 年 3 月期 1 年間の取引金額は、945,120 千円であった。
- ③ 平成 30 年 3 月期の当期純利益（税引後）は、82,500 千円であった。
- ④ 平成 30 年 3 月期の課税所得金額は、103,450 千円であった。
- ⑤ 平成 30 年 3 月末現在の従業員数は、21 名（役員、パートタイマー除く）であった。

● 当該会社の相続税評価額

相続税財産評価基本通達に従って、当該評価会社の株式の評価額を算出したところ、次のとおりとなった。

類似業種比準価額方式による株価	4,300 円／株
純資産価額方式による株価	7,800 円／株
配当還元方式による株価	250 円／株

● 会社規模の判定表

① 取引金額基準

取 引 金 額			会 社 区 分
卸売業の会社	小売・サービス業の会社	それ以外の会社	
30 億円以上	20 億円以上	15 億円以上	大会社
30 億円未満 ～7 億円以上	20 億円未満 ～5 億円以上	15 億円未満 ～4 億円以上	中会社の（大）
7 億円未満 ～3 億円 5,000 万円以上	5 億円未満 ～2 億 5,000 万円以上	4 億円未満 ～2 億円以上	中会社の（中）
3 億 5,000 万円未満 ～2 億円以上	2 億 5,000 万円未満 ～6,000 万円以上	2 億円未満 ～8,000 万円以上	中会社の（小）
2 億円未満	6,000 万円未満	8,000 万円未満	小会社

② 従業員数を加味した総資産基準

従業員数			69 人以下 35 人超	35 人以下 20 人超	20 人以下 5 人超	5 人以下
総資産価額	卸売業の会社	小売・サービス業の会社				
20 億円以上	15 億円以上	15 億円以上	大会社			
20 億円未満 4 億円以上	15 億円未満 5 億円以上	15 億円未満 5 億円以上	中会社の （大）			
4 億円未満 2 億円以上	5 億円未満 2 億 5,000 万円以上	5 億円未満 2 億 5,000 万円以上		中会社の （中）		
2 億円未満 7,000 万円以上	2 億 5,000 万円未満 4,000 万円以上	2 億 5,000 万円未満 5,000 万円以上			中会社の （小）	
7,000 万円未満	4,000 万円未満	5,000 万円未満				小会社

③ L の割合

中会社			小会社
大	中	小	
0.9	0.75	0.6	0.5

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning